

資料3

第5回子ども・子育て会議

# 東大阪市子ども・子育て支援事業計画

～骨子案～（抜粋）

平成26年2月

東大阪市

# 東大阪市子ども・子育て支援事業計画の策定 に向けて～計画の構成イメージ

第1章 趣旨	背景と趣旨・計画期間・法的根拠・位置づけ・ 計画対象・計画策定の体制
第2 基本的な考え方	基本理念・策定における基本的な視点・子どもの 育ちと子育てに関する理念・施策展開の基本方向
第3章 施策展開	権利を守る社会づくり・地域子育て支援・生きる力の育成 に向けた環境づくり・すやかな成長と発達支援・子育てを支援する 生活環境整備
第4章 事業の具体的な取り組み	教育・保育提供区域の設定、幼児期の学校教育・保育の量の見込み、 提供体制の確保、時期、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、 提供体制の確保、時期、その他重点を置く施策 など
第5章 計画の推進にむけて	子ども・子育て会議や各部会、その他様々な機会を通じて計画の 推進に向けた取り組みを進めて参ります。

上記イメージを目次以降18ページ  
までに文章化して記載



## 【 目 次 】

### 第1章 計画の基本的な趣旨

1. 計画策定の背景と趣旨
2. 計画期間
3. 計画の法的根拠
4. 計画対象
5. 計画の位置づけ（関連計画）
6. 計画策定の体制
7. 本市の子どもと子どものいる世帯の概況

### 第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念
2. 計画策定における基本的な視点
3. 子どもの育ちと子育てに関する理念

### 第3章 施策展開に向けて

1. 東大阪市次世代育成支援行動計画の施策展開との関係性
2. 本市の子どもと子育てをめぐる現状と主要な課題について
  - (1) 妊娠期から子どもの発達段階に応じた継続した支援の必要性について
  - (2) 在宅での子育て支援の強化の必要性について
  - (3) 保育所（園）の待機児童について
  - (4) 要保護・要支援児童について
  - (5) 保育所（園）・幼稚園の保育・子育て支援に関する公と民の役割について
  - (6) 保育・教育の研究促進と連携について
  - (7) 幼稚園・保育所（園）に関する希望と現実について
  - (8) 就学後の子どもの安全・安心について
  - (9) 仕事と家庭生活の両立について
  - (10) 地域の子育て支援のネットワークについて
3. 本計画の施策展開の基本的な考え方
  - (1) すべての子どもを対象とするために
  - (2) 公に期待されることを実現するために
  - (3) 戦略的に取り組むために

### 第4章 事業計画の具体的な取り組み

1. 教育・保育提供区域の設定
2. 幼児期の学校教育・保育の提供について
3. 地域子ども・子育て支援事業について
4. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
  - (1) 認定こども園の普及に関する基本的な考え方
  - (2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援について
  - (3) 認定こども園、幼稚園、保育所（園）と地域子ども・子育て支援事業の役割分担
  
  - (4) 認定こども園、幼稚園、保育所と小学校等の連携
5. その他に重点を置く施策について（国の任意事項関連を含む）
  - (1) 産休後・育休後の保育利用のための方策
  - (2) 地域子育てネットワークの拡充
  - (3) 在宅で子育てされる方への支援
  - (4) 児童虐待防止対策の充実
  - (5) 労働者の職業生活と家庭生活の両立

[未定] 第5章 計画の推進に向けて

[未定] 資料



## 第1章 計画の基本的な趣旨

---

## 1. 計画策定の背景と趣旨

本市においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、子育て・子育て支援策を具体的に推進する行動計画として、平成 17 年度から平成 26 年度までの「東大阪市次世代育成支援行動計画」を策定し、家庭・地域・企業そして行政が協働して、子育て・子育て環境づくりを推進してきました。そして市として「子どもの権利を守る社会づくり」「地域における子育て支援の充実」「子どものすこやかな成長及び発達支援」「子育てを支援する生活環境の整備」を施策の基本方向として、子育てに関する支援施策を具体的に推進してきました。

本市では東大阪市次世代育成支援対策行動計画に関する施策を推し進めた結果、この 10 年間に地域の子育てに関する支援に広がりが出てきました。例えば、保育所（園）の開設や子育て支援センターの設置などで地域の子育て支援のネットワークが拡充したり、東大阪市要保護児童対策地域協議会の設置や東大阪市子どもを虐待から守る条例の制定などに見られるように児童虐待に関する対策を強化したり、子どものすこやかな成長と発達の支援に関してネットワークの協議会を立ち上げたりしてきました。

一方、国においては少子化社会対策基本法等に基づき、総合的な子ども・子育て支援施策が講じられてきましたが、平成 24 年 8 月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、「子ども・子育て支援法」の制定のほか、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、そして児童福祉法の改正を含めた「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」<sup>①</sup>が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。子ども・子育て支援法においては、新たに市町村子ども・子育て支援事業計画を定めることが規定されています。

また、本市としては東大阪市次世代育成支援対策行動計画によって施策に広がりが見られるようになったものの、少子化傾向の継続や依然として残る待機児童の問題、児童虐待に関する問題の深刻化、地域で孤立する家庭の問題など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境に変化が見られます。

本市では、このような国の動向や、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境の変化、また市民のニーズを新たに十分に踏まえていくために、教育・保育を提供する体制や地域子ども・子育て支援事業に関することと、幼児期の学校教育・保育の一体的提供の考え方などを本計画において検討することとします。

<sup>①</sup> 3つの法をあわせて「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。



## 2. 計画期間

本計画の計画期間は平成27年から平成31年までの5年間です。

## 3. 計画の法的根拠

本計画は子ども・子育て支援法に基づく法定計画です。

市町村は、子ども・子育て支援法の第61条第1項において市町村子ども・子育て支援事業計画を定めることとされています。子ども・子育て支援法においては、市町村は、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行わねばならないこととされています。

## 4. 計画対象

東大阪市に在住する就学前児童と小学校1～6年生の子どもやその子育て家庭のすべてを対象とします。

## 5. 計画の位置づけ

東大阪市第2次総合計画を最上位の計画とし、東大阪市次世代育成支援行動計画を本計画の理念部分を扱う上位計画と位置づけます。

東大阪市第4期地域福祉計画、東大阪市人権教育基本方針・推進プラン、第3次男女共同参画推進計画、東大阪市障害者計画、第2次東大阪市健康増進計画、第2次東大阪市食育推進計画などの関連計画との整合性に留意して策定します。

### 東大阪市第2次総合計画

将来都市像である「夢と活力あふれる元気都市・東大阪」の実現  
～「施策大綱」の1つに「健康と市民福祉のまちづくり」を設定し、「健やかに子どもを育む福祉の充実」を目指しています。～

#### [各種計画]

#### ○次世代育成支援行動計画

### 東大阪市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て関連3法で計画策定が義務づけられたもの。教育・保育を提供する体制や地域子ども・子育て支援事業に関すること、幼児期の学校教育・保育の一体的提供の考え方など。

#### 主な関連計画

地域福祉計画

人権教育基本方針・推進プラン

男女共同参画推進計画

障害者計画

健康増進計画

食育推進計画

その他関連計画

子ども・子育て施策の方向性を示すもの

#### 子ども・子育て関連3法

#### 国 【子ども・子育て支援法に基づく基本指針】

教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項並びに子ども・子育て支援事業計画の記載事項等を定め、もって教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備その他法に基づく業務の円滑な実施が計画的に図られるようにすること等が目指されています。

## 6. 計画策定の体制

### (1) 東大阪市子ども・子育て会議

東大阪市子ども・子育て会議は東大阪市子ども・子育て会議条例によって開催されるものであり、学識経験者、関係機関代表、公募市民等、幅広い分野の委員が参画しています。

調査等から導かれた子ども・子育て家庭のニーズ等を踏まえながら、本計画の計画骨子案、計画素案などの検討を行います。

また、東大阪市子ども・子育て会議条例の第7条の規定の中で、「会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる」とされていることから、部会を設置しています。

#### ① 東大阪市子ども・子育て会議利用料等に関する検討部会

国の公定価格をもとに、保育所（園）や幼稚園、またこれから設置を考えて行く幼保連携型認定こども園や地域型保育事業の利用料を検討する予定です。

#### ② 東大阪市子ども・子育て会議幼保連携検討部会

幼稚園・保育所（園）の連携を意識した就学前の子どもについての基本的な考え方や保育所（園）、幼稚園に対する市としての基本的な考え方について検討を進めます。

### (2) 庁内組織

#### ① 東大阪市子ども・子育て新制度推進委員会

本計画を策定するにあたり、子どもと子育ての施策に係る庁内関係機関の相互の連携を図り、子ども・子育て関連3法に基づく平成27年4月からの新制度に対応するために、東大阪市子ども・子育て新制度推進委員会を設置しました。

会議には副市長や教育次長、子どもと子育てに関わる市役所各部の部長級職員が委員として参画しています。

#### ② 東大阪市子ども・子育て新制度ワーキングチーム会議

子どもと子育ての施策に係る担当者レベルでの相互の連携を図り、新制度に対応するために、東大阪市子ども・子育て新制度ワーキングチーム会議を設置しました。

会議には子どもと子育てに関わる市役所各課の室長・課長級職員が委員として参画しています。

### (3) 東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

子ども・子育てに関する市民の実態とニーズを把握するために、就学前児童、小学生、妊婦のいる世帯を対象にアンケート調査を実施します。このアンケート調査によって国が求めている子ども・子育て新制度に関する見込み量なども把握しました。

#### ① 調査対象者

平成25年9月5日現在、東大阪市在住の就学前児童（0～5歳）から6,048人を、小学生（6～11歳）から3,213人を無作為に抽出し、対象児童についてその保護者から回答を

得ます。また、妊婦については平成 25 年 9 月 5 日現在の母子手帳の交付を受けた方の中から無作為抽出で 815 人を選ばせて頂きました。

## ② 調査の方法・時期

平成 25 年 10 月 1 日に郵送による調査票発送を行い、平成 25 年 10 月 16 日までを期限に郵送によって回収しました。集計としては 11 月 5 日までに市役所へ返信された調査票を集計対象としています。

表 調査の概要

	就学前児童	小学生	妊婦
調査地域	東大阪市全域		
調査方法	調査は、郵送配布、郵送回収で行い、お礼状兼督促状を 1 回送付した。またポスター等による調査に関する啓発活動を実施した。		
調査期間	平成 25 年 10 月 1 日～10 月 16 日 (但し、平成 25 年 11 月 5 日までに市役所へ届いた調査票は集計の対象とした。)		
抽出方法	住民基本台帳に基づき対象者を無作為抽出。妊婦は母子手帳の交付を受けたものの中から無作為抽出。		
調査対象	平成 25 年 9 月 5 日現在、東大阪市在住の就学前児童 (0～5 歳)	平成 25 年 9 月 5 日現在、東大阪市在住の小学生 (6～11 歳)	平成 25 年 9 月 5 日現在の母子手帳の交付を受けた方
調査対象数	6,048 件	3,213 件	815 件
有効回収数	3,148 件	1,561 件	449 件
無効回収数	8 件	5 件	0 件
有効回収率	52.1%	48.6%	55.1%

## (4) 在宅子育て家庭の懇談会

子育て不安等の解消を目指して、在宅で低年齢児の子育てをされている方に参加を募り、各リージョンセンターにて懇談会を開催しました。

## (5) 事業者に関する調査

事業者等に対して、現在の子ども・子育て環境の認識や課題についてお聞きし、今後の動向を把握するために、ヒアリング調査またはアンケート調査を実施する予定です。

## (6) 7リージョンセンターにおける計画説明会

計画素案が各会議にて審議を終えた段階で、リージョン別の懇談会を開催し、事務局から計画素案を説明し、各施策に対する市民の意見を把握します。

## (7) パブリックコメントの実施

市民に計画策定に関する情報を広く提供するとともに、市民の意見を幅広く聴取し、反

映させるためにパブリックコメントを実施する予定です。

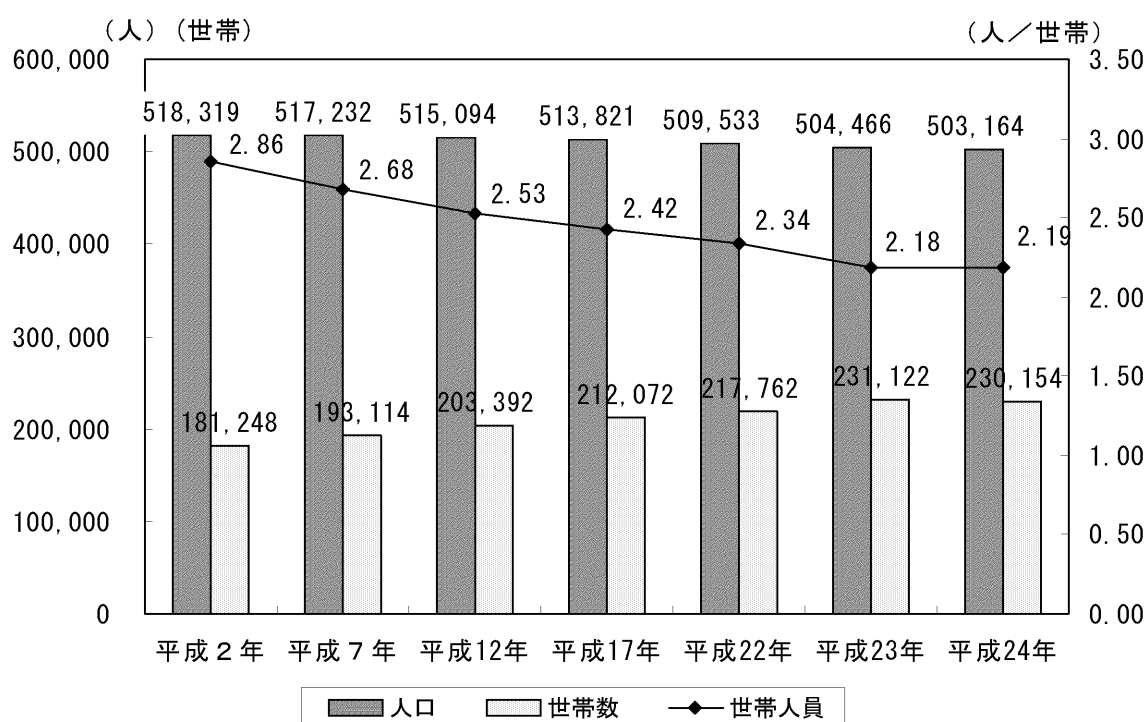
## 7. 本市の子どもと子どものいる世帯の概況

### (1) 人口及び世帯数の状況

#### ● 人口及び世帯人員数は減少傾向、世帯数は増加傾向

平成24年の住民基本台帳によると、東大阪市の人口は503,164人、世帯数は230,154世帯、1世帯当たりの人員数は2.19人となっており、平成2年と比べると人口及び世帯人員数は減少傾向、世帯数は増加傾向にあります。

図 人口及び世帯等の推移

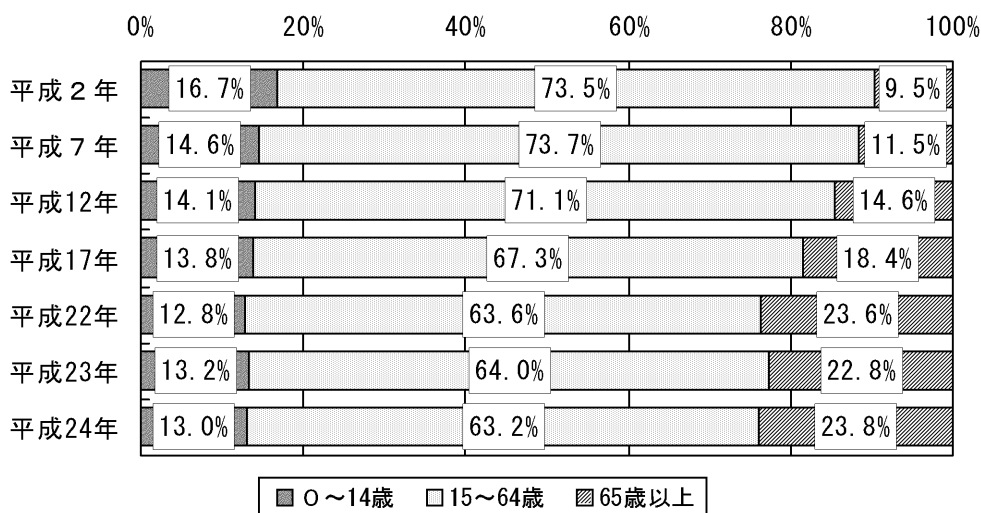


資料：国勢調査（平成2～平成22年度（5年ごと））、住民基本台帳（平成23、24年は10月1日現在）

● 「0～14歳」と「15～64歳」の割合が減少し、「65歳以上」の割合は増加傾向

年齢3区分別の人口割合をみると、「0～14歳」の割合と「15～64歳」の割合は平成2年（16.7%、73.5%）から減少し、平成24年にはそれぞれ13.0%と63.2%となっています。一方、「65歳以上」の割合は平成2年の9.5%から増加し、平成24年には23.8%となっています。

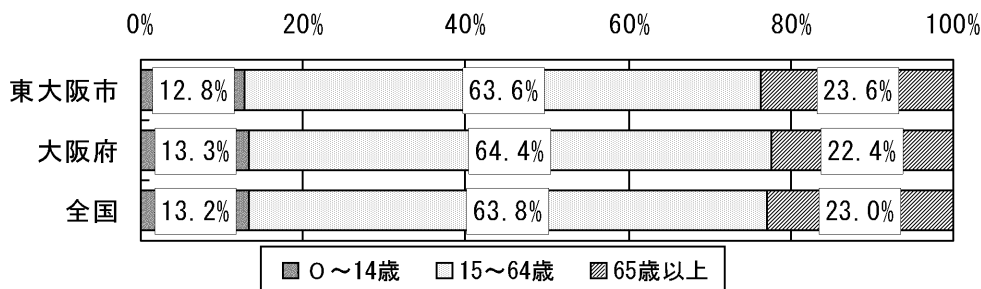
図 年齢3区分別の人口割合の推移



資料：国勢調査（平成2～平成22年度（5年ごと））、住民基本台帳（平成23、24年は10月1日現在）

大阪府や国と比べて本市では「65歳以上」の割合が高く、「0～14歳」の割合と「15～64歳」の割合は低くなっています。

図 年齢3区分別人口割合の本市・府・国の比較（平成22年度）



資料：国勢調査（平成22年度）

● 子どものいる世帯は減少傾向

子どものいる世帯の状況について6歳未満の場合と18歳未満の場合とで子どものいる世帯の一般世帯に対する割合をみると、本市では平成2年度（12.7%、35.6%）から平成22年度（7.8%、20.4%）にかけて減少傾向にあります。

平成22年度現在で子どものいる世帯を大阪府、国と比較すると、6歳未満の子どもがいる世帯の一般世帯に対する割合は大阪府が8.8%、国が9.4%、18歳未満の子どもがいる世帯の割合は、大阪府が21.6%、国が23.1%となっており、いずれの場合も本市は大阪府、国より子どものいる世帯の割合が少なくなっています。

表 6歳未満及び18歳未満の子どものいる世帯割合の推移

(単位：世帯、%)

区分	平成2年度	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度
一般世帯総数	—	—	202,436	209,631	217,564
6歳未満の子どものいる世帯	—	—	22,359	21,151	17,073
一般世帯に対する割合	12.7%	11.3%	11.0%	10.1%	7.8%
18歳未満の子どものいる世帯	—	—	50,864	48,912	44,410
一般世帯に対する割合	35.6%	28.0%	25.1%	23.3%	20.4%

\* 平成2～平成22年度（5年ごと）

資料：国勢調査

表 6歳未満及び18歳未満の子どものいる世帯割合の市・府・国の比較

(単位：世帯、%)

区分	東大阪市		大阪府		全国	
	平成17年度	平成22年度	平成17年度	平成22年度	平成17年度	平成22年度
一般世帯総数	209,631	217,564	3,590,593	3,823,279	49,062,530	51,842,307
6歳未満の子どものいる世帯	21,151	17,073	365,950	336,831	5,171,707	4,877,321
一般世帯に対する割合	10.1%	7.8%	10.2%	8.8%	10.5%	9.4%
18歳未満の子どものいる世帯	48,912	44,410	847,507	826,999	12,403,146	11,989,891
一般世帯に対する割合	23.3%	20.4%	23.6%	21.6%	25.3%	23.1%

\* 平成17年度、平成22年度

資料：国勢調査



● **ひとり親家庭は増加傾向**

ひとり親家庭の推移をみると、母子家庭は平成 17 年度の 4,188 世帯から平成 22 年度には 4,926 世帯となっています。父子家庭は平成 17 年度の 450 世帯から平成 22 年度には 483 世帯となっています。

表 ひとり親家庭の推移

(単位：世帯)

	平成 17 年度	平成 22 年度
母子家庭	4,188	4,926
父子家庭	450	483

\* 平成 17 年度～平成 22 年度 (5 年ごと)

資料：国勢調査

(2) 人口動態の状況

● **婚姻件数の減少**

婚姻件数及び離婚件数の推移をみると、婚姻件数は平成 20 年の 2,748 件から年々減少し平成 23 年には 2,550 件となっています。離婚件数は平成 20 年の 1,134 件から平成 21 年の 1,174 件までは増加していましたが、平成 22 年には減少に転じて 1,172 件となっています。

表 婚姻件数及び離婚件数の推移

(単位：件)

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
婚姻件数	2,748	2,719	2,629	2,550	2,638
離婚件数	1,134	1,174	1,172	1,118	1,077

\* 平成 20～平成 24 年 (各年)

資料：保健衛生年報 (健康部保健所地域健康企画課)

● **出生数の減少**

出生数の推移をみると、出生数は平成 20 年の 4,010 件から年々減少し平成 23 年には 3,814 件となっています。

表 出生数の推移

(単位：人)

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
出生数	4,010	3,985	3,853	3,814	3,748

\* 平成 20～平成 24 年 (各年)

資料：保健衛生年報 (健康部保健所地域健康企画課)

● 合計特殊出生率の増加

女性の15歳から49歳までの年齢別出生率を合計した合計特殊出生率から出生の推移をみると、本市では全国、大阪府よりも割合は低いものの、類似した微増の傾向で推移しています。本市では平成20年の1.21から年々ほぼ増加して平成24年には1.27となっています。微増傾向ではあるものの、かつてに比べるとまだまだ少子化傾向が続いているといえます。

表 合計特殊出生率の推移（市・府・国比較）

（単位：％）

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
東大阪市	1.21	1.24	1.24	1.26	1.27
大阪府	1.28	1.28	1.33	1.30	1.31
全国	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41

\* 平成20～平成24年（各年）

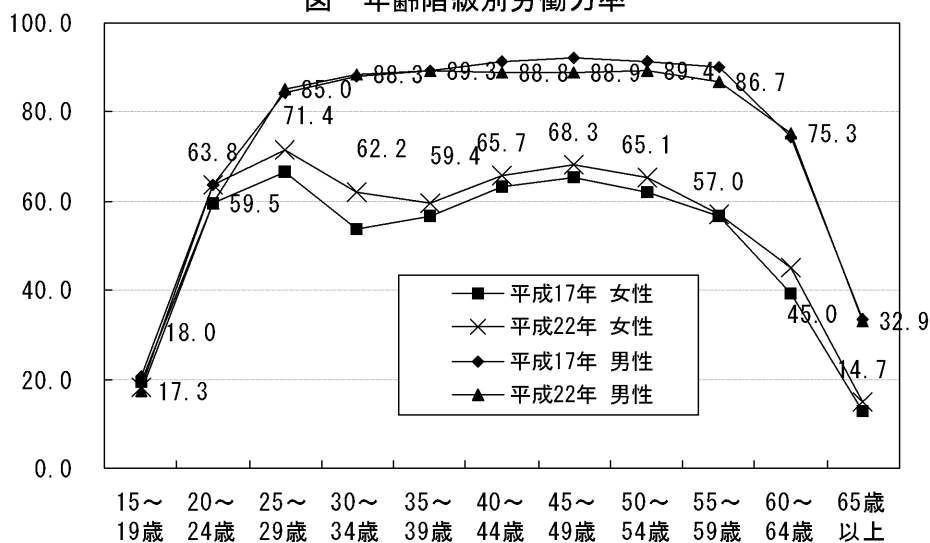
資料：保健衛生年報

（3）女性の就労について

● 女性の労働力率が上昇し、底の浅い緩やかなM字型。男性の労働力率は40～59歳で低下。

平成17年と平成22年の年齢階級別労働力率（労働力人口／階級別総人口）をみると、男性では40～59歳で減少傾向となっています。不安定な景況感が続いている昨今の現状から中高年の男性に対する就労の厳しさがうかがえます。一方、女性の年齢階層別労働力率は30～39歳で一旦底になる、いわゆるM字型のカーブを描いています。このカーブをみてみると平成17年に対して平成22年は底が浅くなっており、子育て世代と見られる女性の労働力率は上昇傾向にあることがうかがえます。

図 年齢階級別労働力率



\* 数値は平成22年

資料：国勢調査（平成17年度、平成22年度）



## 第2章 計画の基本的な考え方

---

---

## 第2章 計画の基本的な考え方(案)

### 【基本理念】

すべての子どもの権利を尊重し、次代を担う子どもの生きる力・夢を育み、  
子育ての喜びが実感できるまち東大阪 (次世代育成支援行動計画の理念を継続)

### 計画策定における基本的な視点

#### 全ての子どもへ質の高い教育・保育を提供

- ①「子どもの最善の利益」が実現できる社会
- ②一人ひとりの子どものすこやかな育ちを等しく保障
- ③子育てについて家庭、地域、企業、行政などの社会全体が協働し、それぞれの役割を果たす社会を目指す
- ④子どもを生み育てたいと思うすべての人が安心と喜びと誇りを持って子育てができるような社会

(子ども・子育て支援法に基づく基本指針より抜粋)

### 子どもの育ちと子育てに関する理念

#### 社会全体で子どもを育てる

##### ①子どもの育ち

自然に成長していく力

- { 周囲の環境に対して自分から能動的に働きかける力  
⇒ 周囲の環境と関わる中で生活に必要な能力・態度を獲得。

##### ②子育てとは

子育て＝子どもに愛情を注ぎ、存在に感謝し、子どもの存在に感動し、親も成長していく過程

⇒ 保護者の育児の肩代わりでなく、親としての成長の支援、子育てや子どもの成長に喜びを感じられる支援を目指す

☆これらについて、社会のあらゆる分野における構成員が各々の役割を果たすことが必要

① 基本理念 ② 計画における基本的な視点

② 子どもの育ちと子育てに関する理念

について、文章化して記載

## 1. 基本理念

### 【 基本理念の継承 】

『すべての子どもの権利を尊重し、次代を担う子どもの生きる力・夢を育み、子育ての喜びが実感できるまち東大阪』

子育ての喜びが実感できる社会、すべての子どもがすこやかに成長し、生きる力や夢を育むことのできる社会の実現のためには、社会全体に子育ての意義が理解され、家庭・地域・企業そして行政が協働し、子育て・子育て環境づくりを推進していくことが重要です。

本市では、「東大阪市次世代育成支援後期行動計画」に掲げてきた理念を引き継ぎながら、本計画によって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している人に必要な支援を行い、それによって、一人ひとりの子どもがすこやかに成長することができる社会の実現を目指します。

(前のご意見)

- 「子どもの最善の利益」を実現できる社会が保育施設に入所する事に直接繋がるわけではないので、在宅支援と入所支援は分けて考える必要がある
- 「東大阪は子どもを育てやすいまち」という目標や理念を明確にすべき。現在住んでいる人のみならず子育てのために他から人が来るようなまち、ということを目指しても良いのでは

## 2. 計画策定における基本的な視点

本計画で定める子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、社会環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことです。

### (1) 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

子ども・子育て支援については「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。その際に子どもたちの一人ひとりの権利を保障します。

## **(2) 一人ひとりの子どものすこやかな育ちを等しく保障します。**

障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どものすこやかな育ちを等しく保障することを目指します。必要な場合には子どもに対する適切な措置を講じることにより、一人ひとりの子どものすこやかな育ちを等しく保障します。

## **(3) 子育てについて家庭、地域、企業、行政などの社会全体が協働し、それぞれの役割を果たす社会を目指します。**

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どものすこやかな育ちと子育てを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながるだけではなく、将来の東大阪市の担い手を育成する重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つであるという認識が必要です。また、家庭、学校、地域、職場などの社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要となります。

## **(4) 子どもを生み育てたいと思うすべての人が安心と喜びと誇りを持って子育てができるような社会を目指します。**

子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人々がいます。また、親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、すべての子育て家庭を対象に、こうしたいわゆる「親育ち」の過程を支援していくことが必要とされています。このような状況の中で、安心と喜びと誇りを持って子育てができるように子どもと子育て家庭に寄り添った支援が必要となっています。

# **3. 子どもの育ちと子育てに関する理念**

## **(1) 子どもの育ちとは**

人は生まれながらにして、自然に成長していく力とともに、周囲の環境に対して自分から能動的に働きかけようとする力をもっています。発達とは、自然な心身の成長に伴い、人がこのように能動性を発揮して周囲の環境と関わり合う中で、生活に必要な能力、態度等を獲得していく過程といえます。

このため、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任であると考えます。

## (2) 子育てとは

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育てをめぐる環境の変化を踏まえ、子ども・子育て支援は進められる必要があります。

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みといえます。

したがって、子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことであると考えます。

### (前回のご意見)

- 「自然に成長していく力」は自然に育つものでないので理解しにくいのでは
- 「自然に成長していく力」について、地域がサポートしていくという考え方もあるのでは。  
教育・保育の提供ブロック分けについても地域ごとの特色にあわせた働きかけが必要であり、また、障害のある子どもなどに細かいサポートが出来る地域が見える形に繋がるのでは

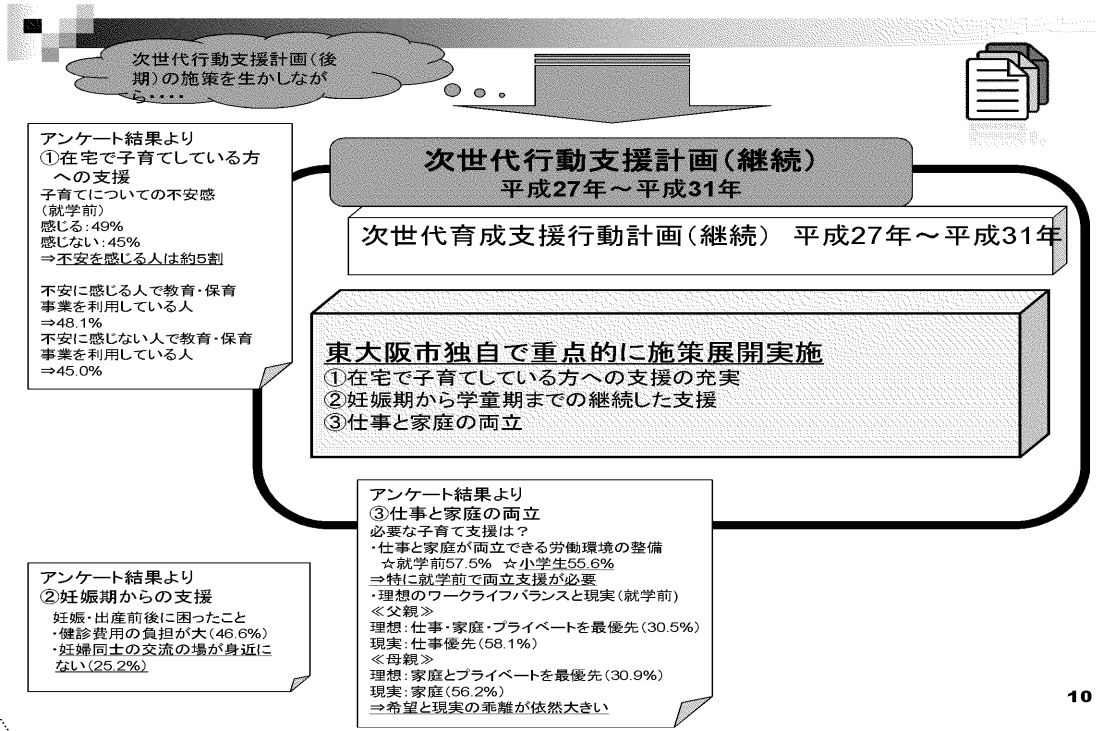
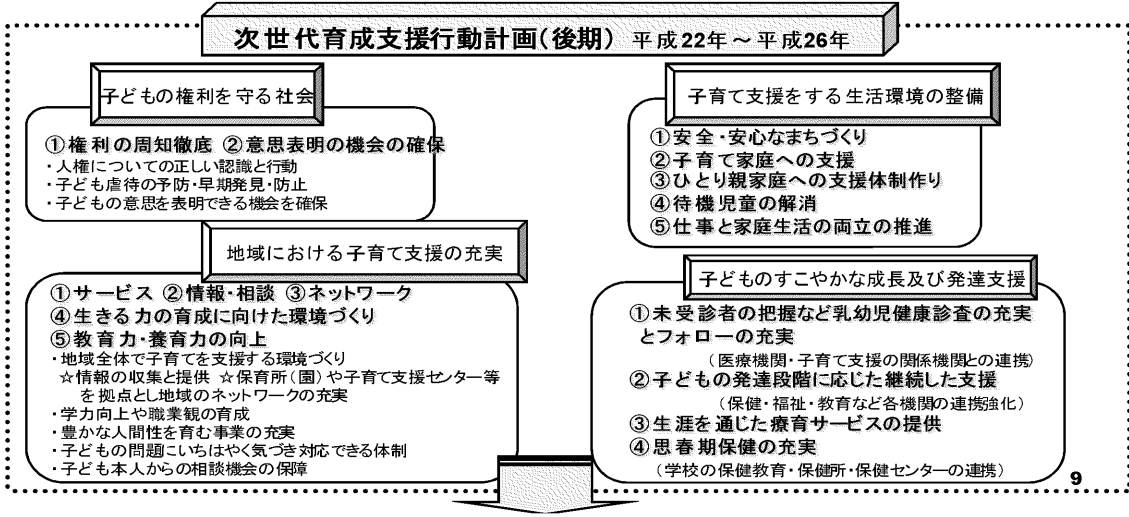
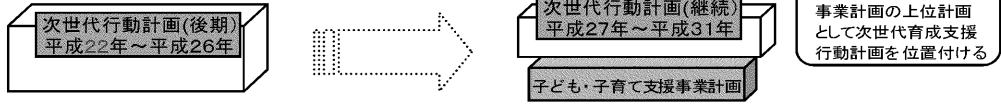


## 第3章 施策展開に向けて

---

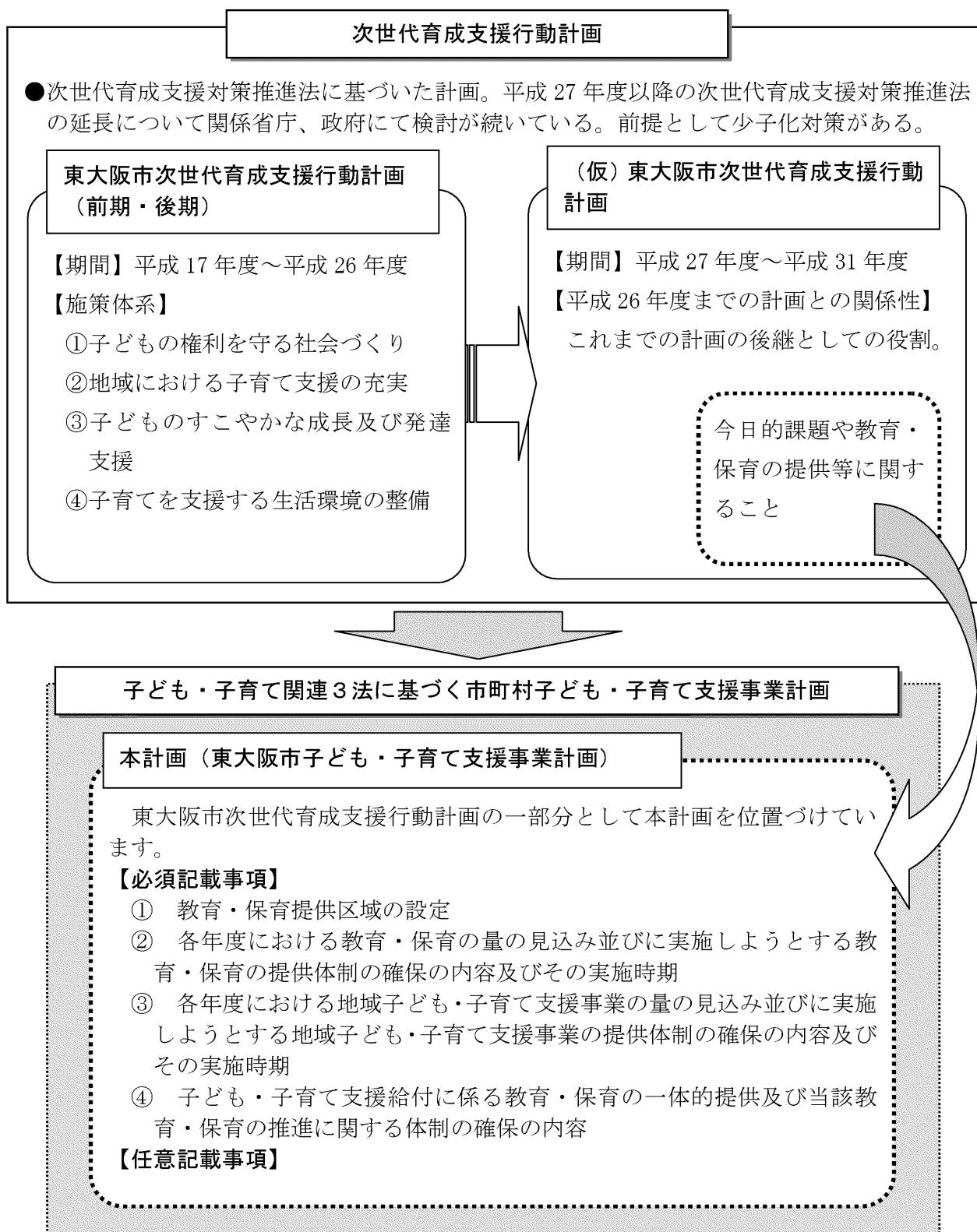
# 第3章 施策展開に向けての方向性

- 次世代育成支援行動計画の施策体系を生かしながら今日的な課題や教育・保育の提供を含めた計画策定を行う



## 1. 東大阪市次世代育成支援行動計画の施策展開との関係性

本計画では東大阪市次世代育成支援行動計画の施策体系を生かしながら、今日的な課題や教育・保育の提供等を含めた方策を定めています。



(前回のご意見)

- 現状の待機児童の解消だけでなく、少子化対策も東大阪市の将来のために必要では
  - 「質の高い保育」が権利として保障されるような供給体制の確保が必要  
例えば、希望する時期に必ず入所できるということを東大阪市独自のプランとして盛り込めば強みのある理念になるのではないか
  - 全ての子どもを支援するという理念を実現できるような仕組みづくりも必要  
子どもにかかる担当部局が別々になっているため、行政区分の再編も必要ではないか
- \*庁内会議でも
- 地域福祉計画の中で子どもを中心としたまちづくりをキーワードとして掲げています。  
どこの地域も社会全体での子育てを考えています。東大阪市のオリジナルな計画を作るためには、「地域での子育て」という要素をもっと書き込むべきではといったご意見を頂いております。